

第7次川越町総合計画策定方針

1. 策定の趣旨

川越町では、現計画である第6次川越町総合計画が令和2年度をもって計画期間が満了することを踏まえ、新たな川越町の最上位計画として、将来における川越町のあるべき姿と進むべき方向を示す第7次川越町総合計画を策定する。

2. 業務内容

(1) 現行計画の評価と検証

- ・実施計画の基本施策単位で、基本施策別に目標値、実施状況主要事業の実施状況などの進捗状況を把握しながら、評価・検証を行い、今後の課題などを整理・分析する。
- ・なお、実施状況及び課題を把握するため、各課ヒアリングを行う。

(2) 基礎調査

人口動態・地域動向・時代潮流等の基礎資料を基に、川越町の現状把握、人口推計などの基礎調査を行う。

(3) 住民等の意向調査

- ・住みやすさや定住意向、施策の満足度・重要度等を把握するとともに、前回調査と比較検討し、住民意識と評価の変化を分析する。
- ・対象者数 18歳以上 3,000人
- ・調査方法 郵送配布・回収

(4) 住民参画等によるニーズ把握

- ・地域別懇談会（全10地区）、町内の主な団体等の意向把握、25歳以下の若者の参加による若者会議、パブリックコメントなどを実施し、幅広い年齢層の町民からまちづくりに対する意見を把握する。

(5) 基本構想及び基本計画の作成

- ・社会情勢や川越町の現状および第6次川越町総合計画の実施状況等を踏まえて、2030年を目標とする川越町の将来像やまちづくりの基本理念などを整理し、基本構想（案）をとりまとめる。
- ・基本施策別に現状と課題、目標値、施策の内容などを検討し、基本計画（案）としてとりまとめる。
- ・なお、下記の策定体制での協議を踏まえ、第7次川越町総合計画を策定

する。

3. 策定体制

計画の策定にあたっては、住民参加のプロセスを取り入れるとともに、庁内においては、庁内検討会議のメンバーを中心に全職員参加の計画づくりを進める。

なお、庁内検討会議を7回程度、総合計画策定会議を7回程度、総合計画審議会を7回程度開催する。

また、必要に応じて職員研修などを適宜行う。

【総合計画策定体制】

